

災害時協力井戸・湧水の登録に関する取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、災害発生に伴い水道が断水状態になった場合に備え、飲料水をはじめ、洗濯、風呂、トイレ、掃除等の生活用水を確保するため、町内にある井戸及び湧水を所有者の協力により災害時協力井戸・湧水として登録することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 災害時協力井戸・湧水の登録要件は次のとおりとする。

- (1) 町内に所在すること
- (2) 災害時に水の無償提供が可能であること
- (3) 飲料水又は生活用水として使用できる水質であること
- (4) 位置情報等を公表することが可能であること（位置情報のみの公表も可）

(登録の手続)

第3条 登録の意思がある井戸・湧水所有者は、災害時協力井戸・湧水登録申請書（様式第1号）に必要な事項を記載し、町長に申し出るものとする。

- 2 町長は前項の登録申請書を受理したときは、内容等を審査して登録の適否を決定し、その結果を井戸・湧水所有者（申請者）に、災害時協力井戸・湧水登録適否決定通知書（様式第2号）により通知する。また、災害時協力井戸・湧水として登録することを決定したときは、当該申請者（以下「登録者」という。）に災害時協力井戸であることを示す登録標識を交付するものとする。

(利用者の遵守事項)

第4条 災害時協力井戸・湧水の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 災害時協力井戸・湧水の利用は、井戸・湧水所有者の承諾を得られた場合を除き災害等による断水時に限られること。
- (2) 災害時協力井戸・湧水の利用は、井戸・湧水所有者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (3) 停電等により災害時協力井戸・湧水が利用できない場合があること。
- (4) 井戸・湧水所有者から利用に関する指示を受けた場合は、その指示に従うこと。

(登録期間)

第5条 登録期間は、災害時協力井戸・湧水を登録した年度から3か年度とする。ただし、当該登録期間の満了する1か月前までに、町長又は井戸・湧水所有者のいずれからも異議の申出がない場合は、期間完了から更に1年間その効力を継続するものとし、以後この例によるものとする。

(登録内容の変更)

第6条 災害時協力井戸・湧水登録申請書の記載内容に変更が生じた場合、井戸・湧水所有者は、災害時協力井戸・湧水登録（変更）申出書（様式第3号）により町長に申し出るものとする。

- 2 町長は前項の災害時協力井戸・湧水登録（変更）申出書を受理したときは、井戸・湧水所有者（申請者）に、災害時協力井戸・湧水登録（変更）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(登録の解除)

第7条 井戸・湧水所有者は、次に掲げる場合は災害時協力井戸・湧水登録（解除）申出書（様式第3号）により、町長に申し出るものとする。

- (1) 井戸・湧水を廃止した場合
- (2) 井戸・湧水の使用を停止した場合
- (3) 井戸・湧水を譲渡した場合
- (4) 災害時に井戸水・湧水を近隣住民に提供することができなくなった場合

- 2 町長は、次に掲げる場合は、災害時協力井戸・湧水の登録を解除することができる。

- (1) 前項の規定による申出があった場合
- (2) 第2条の登録要件を満たさなくなった場合
- (3) その他町長が災害時協力井戸・湧水として適当でないと認めた場合

- 3 町長は、前項の規定により災害時協力井戸・湧水の登録を解除する場合、災害時協力井戸・湧水登録（解除）通知書（様式第4号）により井戸・湧水所有者に通知するものとする。

- 4 前項の規定による通知を受けた登録者は、第3条の規定により交付された登録標識を町長に返還しなければならない。

(免責)

第8条 災害時協力井戸・湧水の利用により、利用者の身体又は財産に被害が生じた場合、井戸・湧水所有者の故意による場合を除き、井戸・湧水所有者はその責任を負わないものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

災害時協力井戸・湧水登録申請書

年 月 日

池田町長

住 所
申請者 氏 名
連絡先

下記の井戸・湧水について、「災害時協力井戸・湧水の登録に関する取扱要領」(以下「要領」という。)第3条の規定により要領第2条各号の要件を満たす井戸・湧水として、災害時協力井戸・湧水の登録を申請します。

また、要領第6条第1項の規定に基づき、登録した災害時協力井戸・湧水の登録内容が変更となる場合又は要領第7条第1項の規定に掲げる場合については、登録(変更・解除)申出書を速やかに町長に提出します。

申請対象	☐ 井戸 ☐ 湧水	
所在地		
井戸の設備	☐ 手押しポンプ ☐ 電動ポンプ ☐ 手押しポンプと電動ポンプハイブリッド ☐ 釣瓶 ☐ その他()	
利用可能時間		
所有者	住所	
	氏名	
☐ (災害時に)井戸・湧水の所在地を公表することに同意します。 ☐ 災害時に地域住民等が井戸・湧水の提供を受ける際に、所在地に立ち入ることに同意します。		

※該当する口に✓してください。

添付書類

(設置場所の位置図・写真等)

消防第 号
年 月 日

(申請者)

様

池田町長

災害時協力井戸・湧水登録適否決定通知書

年 月 日付で申請のありました災害時協力井戸・湧水の登録について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 災害時協力井戸・湧水に登録しました

申請対象	☐ 井戸 ☐ 湧水	
登録番号		
井戸の設備	☐ 手押しポンプ ☐ 電動ポンプ ☐ 手押しポンプと電動ポンプハイブリッド ☐ 釣瓶 ☐ その他()	
利用可能時間		
所有者	住所	
	氏名	

※該当する□に✓しています。

登録決定条件

「災害時協力井戸・湧水の登録に関する取扱要領」(以下「要領」という。)第6条第1項の規定に基づき、登録した災害時協力井戸・湧水の登録内容が変更となる場合又は要領第7条第1項の規定に掲げる場合については、登録(変更・解除)申請書を速やかに町長に提出してください。

2 災害時協力井戸・湧水に登録できませんでした

理由

(例) 登録申出のありました井戸・湧水につきまして、内容を審査しましたが、災害時協力井戸・湧水としての登録要件を備えていないものと判断しました。

災害時協力井戸・湧水登録(変更・解除)申出書

年 月 日

池田町長

住 所
申請者 氏 名
連絡先

年 月 日付で 消防第 号により登録決定を受けた災害時協力井戸・湧水の(変更・解除)について、災害時協力井戸・湧水の登録に関する取扱要領第6条第1項、第7条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。。

申請対象	☐ 井戸 ☐ 湧水	
登録番号第号	☐ 変更前 ☐ 解除	変更後
所在地		
井戸の設備	☐ 手押しポンプ ☐ 電動ポンプ ☐ 手押しポンプと電動ポンプ ハイブリッド ☐ 釣瓶 ☐ その他 ()	☐ 手押しポンプ ☐ 電動ポンプ ☐ 手押しポンプと電動ポンプ ハイブリッド ☐ 釣瓶 ☐ その他 ()
利用可能時間		
井戸の所有者	住所	
	氏名	
変更・解除理由		

※該当する□に✓してください。

添付書類(変更後のみ添付)

(変更後の設置場所の位置図・写真等)

消防第 号
年 月 日

(申請者)

様

池田町長

災害時協力井戸・湧水登録(変更・解除)通知書

年 月 日付で申請のありました災害時協力井戸・湧水の登録(変更・解除)について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定事項			☐ 変更	☐ 解除
変更事項	項目			
	内容	変更前		
		変更後		
申請対象			☐ 井戸	☐ 湧水
登録番号				
所在地				
所有者	住所			
	氏名			
解除理由				

※該当する口に✓しています。

登録変更決定条件

「災害時協力井戸・湧水の登録に関する取扱要領」(以下「要領」という。)第6条第1項の規定に基づき、登録した災害時協力井戸・湧水の登録内容が変更となる場合又は要領第7条第1項の規定に掲げる場合については、登録変更・解除申出書を速やかに町長に提出してください。